

高齢・障害者雇用支援機構の評価に当たって寄せられた国民からの意見

職業安定局高齢・障害者雇用対策部  
高齢者雇用対策課

【ご意見】

- 都道府県協会等への委託業務の廃止等は、理事長の責任であり、理事長は辞任すべきである。(同旨 他 3 件)

【その他】

(上記の意見の中に、併せて、業務に関し、以下のようなコメントがあった。)

- 障害者雇用アドバイザーの相談件数は 1 人当たり 2 3 6 件で、1 日 1 件もこなしていない。
- 就労支援機器の貸出しは 1 4 7 件。助成金を受けている事業所に比べれば実に微々たる数。
- 就労支援機器の展示コーナーを 2 回見に行ったが、利用者がいなかった。
- 都道府県協会等への業務の指示はいつも遅くぎりぎりである。
- 一部の地域の関係団体からは「障害者職業センターのカウンセラーは高圧的である」と聞いている。また、「高給取りの上に中途退職が多い」と聞くが、人材育成費用の無駄ではないか。